

## 第4編

### 津波災害対策編



## 目次

第1章	津波災害予防計画	263
第1節	津波防災活動体制の整備計画	263
第2節	防災施設、資機材等整備計画	266
第3節	地域の防災力の向上	269
第2章	津波災害応急対策計画	273
第1節	活動体制の確立	273
第2節	動員配備計画	274
第3節	被害情報等収集伝達計画	275
第4節	避難計画	278
第3章	津波災害復旧・復興計画	283
第1節	災害復旧・復興計画	283
第2節	被災者の生活確保計画	283

節	款	項目	担当	頁
<b>第1章 津波災害予防計画</b>				
1 津波防災活動体制の整備計画	1 基本方針		危機管理課、教育総務課、社会教育課、建設管理課、地域政策課、消防本部、消防署、消防団	263
	2 気象等観測体制整備計画	1 体制整備の計画目標		
		2 警戒避難体制の整備		
3 津波に関する情報の伝達等				
2 防災施設、設備等の整備計画	1 基本方針		危機管理課、福祉課、健康保険課、建設管理課、上下水道課、社会教育課、教育総務課、各施設管理者	266
	2 避難者収容体制の整備	1 避難所等の整備		
		2 津波避難ビルの指定		
		3 津波避難路の整備		
		4 観光地等の利用者の避難誘導及び避難場看板等の設置		
		5 避難誘導等に当たる者の安全確保		
3 防災施設等の整備	1 応急仮設住宅整備計画	危機管理課、地域政策課、建設管理課	268	
	2 防災施設等整備計画			
	3 津波からの防護			
3 地域の防災力の向上	1 基本方針		危機管理課、教育総務課、社会教育課、建設管理課、地域政策課、消防本部、消防署、消防団	269
	2 防災知識の普及、訓練及び自主防災組織の育成強化	1 現況		
		2 計画目標		
<b>第2章 津波災害応急対策計画</b>				
1 活動体制の確立	1 災害対策本部、災害警戒本部組織計画		危機管理班	273
	2 町災対本部			
	3 その他の活動体制	1 消防機関等の活動		
2 水道、電気、ガス、通信、放送関係				
2 動員配備計画	1 町災対本部等の設置基準と配備体制	1 活動体制	危機管理班、各班	274
		2 職員の参集基準		
	2 夜間・休日発災時の本部機能の確保	1 非常参集		
		2 町災対本部機能の代替確保		
		3 各地区での情報収集活動		
	3 職員等の安否確認			
3 被害情報等収集伝達計画	1 情報収集伝達計画	1 情報の収集及び伝達	各班	276
		2 気象予報、警報等収集及び伝達計画		
		3 津波警報等の伝達等		
		4 異常現象発見時における措置		
		5 津波被害情報の収集伝達		
2 監視体制				
4 避難計画	1 避難所等の確保		各班	278
	2 避難指示の発令及び伝達			
	3 避難対策等			
	4 大規模津波発生時における避難行動	1 海浜部における避難の方法		
		2 乗客等の避難誘導等		
5 施設の安全性を踏まえた措置		281		
<b>第3章 津波災害復旧・復興計画</b>				
1 災害復旧・復興計画	1 災害復興計画		各担当課	283
	2 激甚災害に伴う措置			
2 被災者の生活確保計画			福祉課、健康保険課、町社会福祉協議会	

# 第1章 津波災害予防計画

## 第1節 津波防災活動体制の整備計画

### 第1款 基本方針

津波対策は、津波の発生に際して、迅速かつ適切な避難行動をとることにより、人的被害を相当程度軽減することができることから、津波からの防護のためのハード面の整備と併せて、高台や一時的な津波避難場所としての機能を有する堅固な建築物等を避難場所として指定するとともに、避難路を整備し、避難のための体制の着実な整備を推進する。

さらに、津波に関する防災上必要な教育や訓練の実施、津波の特性や津波に備える必要性等に関する町民の理解と関心を深めることで、津波対策をソフト、ハードの両面から総合的に推進する。

また、津波災害に応じた指定緊急避難場所、指定避難所及び津波避難ビル等の確保並びに避難路等の整備を図るとともに、県から公表された南海トラフ巨大地震の津波浸水、人的物的被害の想定をもとに津波災害における予防計画・応急対策の構築をおこなう。

### 第2款 気象等観測体制整備計画

#### 1 体制整備の計画目標

通常的气象情報をはじめ、宮崎地方気象台及び県が発表する予報・警報等を的確に伝達するための組織体制の整備充実に努める。

#### 2 警戒避難体制の整備

防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

### 第3款 津波に関する情報の伝達等

町並びに関係機関は、情報の相互連絡の重要性を認識し、相互に連携協力して、津波注意報、津波警報及び大津波警報（以下「津波警報等」という。）の津波に関する情報の収集・伝達を行う。

気象庁から津波警報等が発表された場合、町は予め定めた津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準に則して、津波警報等の内容を住民に広報し、避難指示発令の措置を行う。これらの場合において、地域住民が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、次のとおり。

1 宮崎地方気象台が発表する津波警報等は、知事からの伝達系統に従い、県総合情報ネットワーク（震度情報ネットワークシステム）等にて、町（危機管理課）及び消防本部等に伝達される。

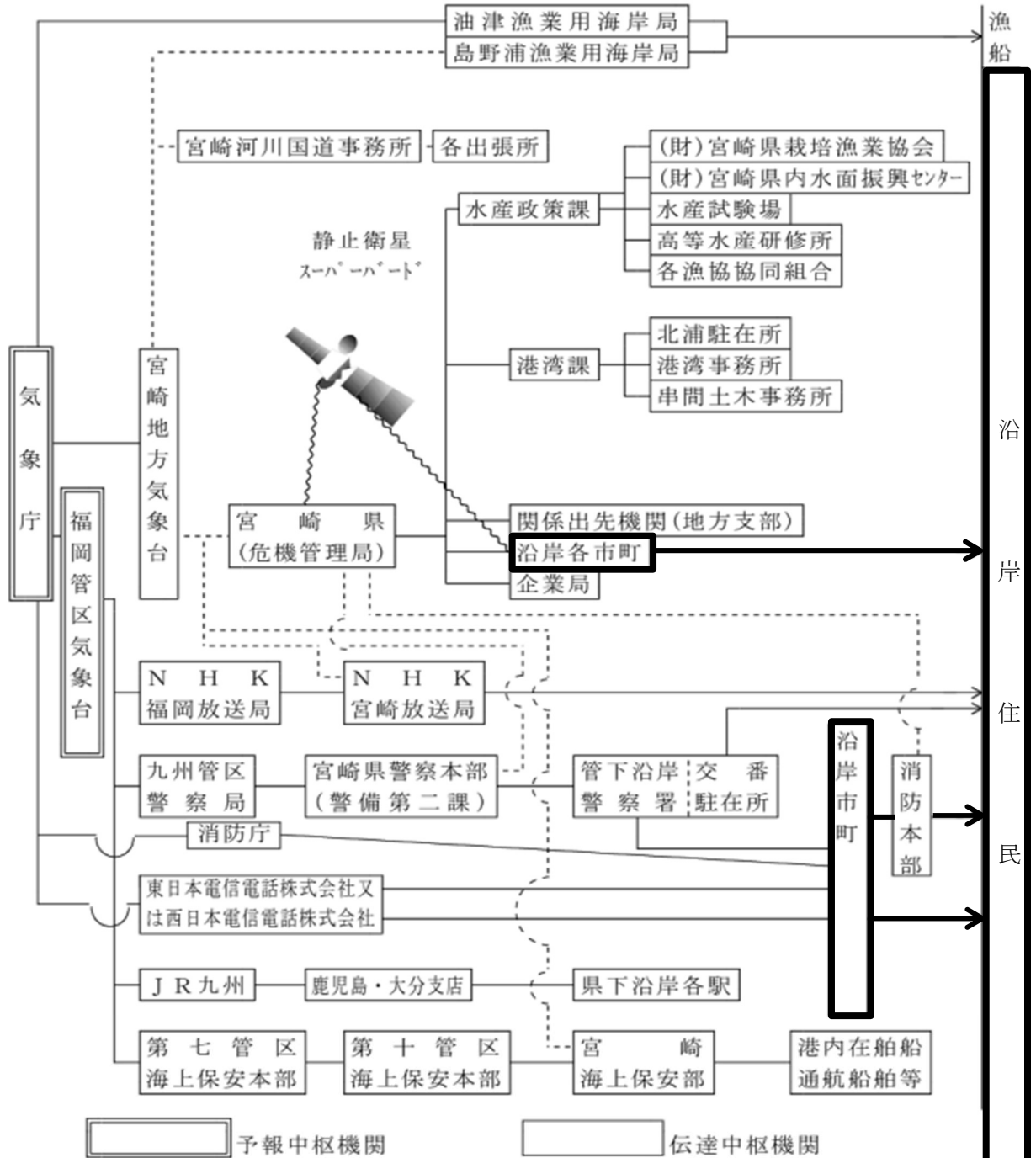
2 津波警報等の伝達を受けた職員は、直ちに危機管理課長に報告する。

危機管理課長は、町長に報告し、指示を受けるとともに、町災対本部を開設する。開設に際しては、町長の指示等を各課等の長に伝達する。

3 前2項の報告と平行して、宮崎地方気象台から発表された津波警報等に対し、避難指示の発令基準に則して、津波警報等の内容を住民に広報し、避難指示発令の措置を行う。

- 4 関係機関への連絡は、原則として電話にて行うこととするが、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は、各機関の責任者(あるいは責任者の指定した者)とする。
- 5 町長は、次に掲げる手段をもって、避難指示の発令を速やかに住民に対して周知する。また、避難指示解除の場合は、直ちにその旨を公示する。
  - (1) 直接的な周知として、サイレン、警鐘、防災行政無線、拡声器、口頭等を用い、又は併用し、迅速に必要と認める地域の居住者、滞在者に広報する。
  - (2) 報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。
- 6 宮崎県地域防災計画による津波警報等・津波情報伝達組織は、次のとおり。

《津波警報等・津波情報伝達組織》



(注) 1 災害時及び通信障害時においては、県においても気象台に職員を派遣するなどの方法によって津波警報・注意報の確保に努めるものとする。  
2 情報には地震情報と津波情報がある。

資料：R3 宮崎県地域防災計画

## 第2節 防災施設、設備等の整備計画

### 第1款 基本方針

津波等の大規模災害時において、必要な施設や設備は、機能が損なわれることが想定される。そのため、優先度を考慮し、災害発生によりその機能が損なわれるおそれのある施設、設備や資機材等の代替手段及び災害発生時の資機材が不足する事態を考慮した緊急調達方法や調達先等について予め定めておく等、体制の確立に努める。

### 第2款 避難者収容体制の整備

#### 1 避難所等の整備

町は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、津波ハザードマップを作成するほか、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難所等、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容住民等への周知徹底を図る。

##### (1) 津波浸水想定の設定

津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深を設定するもので、平成25年2月県設定の「宮崎県津波浸水想定」を参考に設定するものとする。細部は、「第1編 総則 第5章 第2節 災害の想定」による。

##### (2) 避難対象地域の指定

津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に避難の対象となる地域で、平成25年2月県設定の「宮崎県津波浸水想定」に基づき、自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて指定する。

##### (3) 避難所等

住民等一人ひとりが避難所、避難路、避難の方法等を把握し、津波避難を円滑に行うために、指定した避難所等の機能維持・向上に努める。なお、避難する場合の方法は、原則として徒歩とするが、地域によっては、避難所まで避難するには相当な距離があるなど、要配慮者等の円滑な避難が非常に困難であり、かつ自動車等を利用した場合であっても、渋滞や交通事故等のおそれや徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合などには、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておく必要がある。

#### 2 津波避難ビルの指定

##### (1) 津波避難ビルに求められる要件

町は、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、浸水想定域の指定緊急避難場所として必要のある安全性や機能性が確保されており、かつ次の津波避難ビルの要件を満たす堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物などを、津波避難ビルとして整備・指定に努める。

なお、津波避難ビルを指定する際、施設管理者と確認書等を締結する。



《津波避難ビルの要件》

求められる項目	要件
津波避難ビルの安全性の確保	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 RC 又は SRC 構造であること。原則として、津波の想定浸水深相当階の2階上以上（例：想定される浸水深が2mの場合は3階以上、3mの場合は4階以上）又は、基準水位（注）以上（津波浸水想定が設定されている場合）とするが、想定される浸水深が1m以下の場合は、2階建てでも可とする。</li> <li>2 海岸に直接面していないこと</li> <li>3 耐震性を有していること（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定・設定することが望ましい。）</li> <li>4 避難路等に面していることが望ましい。</li> <li>5 進入口への円滑な誘導が可能であること</li> <li>6 外部から避難が可能な階段があることが望ましい。</li> </ol>
津波避難ビルの機能性の確保	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難者の収容スペースとしては1人当たり1㎡以上の有効面積を確保しておくことが望ましい。</li> <li>2 夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。</li> </ol>

(2) 津波避難ビルの指定にあたっての留意事項

ア 津波避難ビルとしては、マンション、ホテル、旅館、工場、倉庫等が考えられるが、指定にあたっては、これらの所有者や管理者の理解が必要である。

イ 地域ぐるみで津波避難計画を策定することにより、こうした施設の所有者等に対し、地域の一員として地域の安全確保を担う役割を果たすことへの理解を求め、数多くの津波避難ビルを指定する。

ウ 浸水想定域に高いビルが存在しない場合等は、鉄道や道路等の高架部分、歩道橋等の利用、公園等への人工的な避難場所を検討する必要がある。

エ 避難開始が遅れ津波の到達時間が切迫した場合には、状況によっては屋外へ避難するよりも、建物の上層階に避難する方が身の安全を確保できる可能性が高いことも考えられることから、臨機応変な対応が必要である。

オ 周辺に適切な緊急避難場所がない場合には、それらを避難目標地点として利用できるように、避難階段等を整備しておく必要がある。

3 津波避難路の整備

浸水想定域において、高台を指定緊急避難場所に指定をし、そこへ通じる道路が無い場合については、町が地元と協議し、津波避難路を整備するものとする。

4 観光地等の利用者の避難誘導及び避難場所看板等の設置

観光客等の地理的不案内者が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等とあらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難方法、避難場所等を定めておく。

5 避難誘導等にあたる者の安全確保

町は、消防職員や消防団員、警察官、職員などの水門閉鎖等の防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるよう努めるものとする。また、国等は、水門・陸門閉鎖の遠隔操作・自動化の推進や緊急地震速報との連動システムによる遠隔操作、情報連絡体制の整備に努める。

第3款 防災施設等の整備

1 応急仮設住宅整備計画

プレハブ建築協会や企業等と連携を図りつつ、仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する等、予め調達・供給体制を整備しておく。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握する等、予め供給体制を整備しておく。

2 防災施設等整備計画

(1) 指定緊急避難場所の設置

町は、県が公表した津波浸水想定に基づき、津波避難施設の整備を行った。現在の津波避難施設事業の概要は、次表のとおり。

なお、整備の際には、地域の実情に応じた整備内容とした。

事業の概要		完成年度
津波避難施設（津波避難タワー）	蚊口西の二地区	平成29年度
津波避難施設（津波避難タワー）	樋渡地区	平成30年度

(2) 避難経路の整備

町は、宮崎県が公表した津波浸水想定に基づき、津波浸水想定区域及びその区域に隣接する安全な避難所等への避難路の整備を行った。現在の避難経路事業の概要は、次表のとおり。

なお、整備の際には、地域の実情に応じた整備内容とする。

事業の概要		整備年度（予定）
天神鶴・茂広毛平付線	L=500.00m	令和3年度
東光寺・鬼ヶ久保線	L=1,585.00m	令和5年度

3 津波からの防護

(1) 堤防、水門等の管理

町では重要水門、樋門は、小丸川に7カ所、宮田川に10カ所、切原川に3カ所の合計20カ所が整備されている。これら水門の管理者は、国、県に分かれているが、開閉作業は町職員（一部委託）が行っており、地震発生時の対策として、水門等の開閉による水量調節等を行う際の連絡体制や水防活動体制の整備検討が課題となる。

町又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

(2) 堤防、水門等の管理計画

町又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を図るものとする。

ア 堤防、水門等の点検方針・計画

町は、堤防、水門等を管理する者へ、津波による被害を防止・軽減するための定期的な施設の点検、補強等の施設の整備点検を推進し、また要請する。

イ 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

町は、堤防、水門等を管理する者へ、津波による被害の恐れのある地域について、施設の補強整備、水門等の自動化、遠隔操作化等の施設整備を推進し、また要請する。

ウ 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

町は、水門等を管理する者へ、地震発生時に多数の水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順について、平常時から管理方法等について具体的検討を行うよう要請する。この場合、水門の閉鎖に係る操作員の安全確保に配慮したものとする。

また、内水排除施設等について、発災に備えて、非常用発電装置の準備、点検その他必要な被災防止措置を講ずる。

#### エ 防災行政無線の整備等

津波警報等の迅速な伝達を行うために、沿岸域に同報系防災行政無線を整備しており、非常時に備えた施設の点検・整備を推進する。

## 第3節 地域の防災力の向上

### 第1款 基本方針

津波等災害時における住民による自主的な防災活動は、災害による被害の拡大防止に極めて重要で、効果的である。そのため、日頃から災害に対する住民の意識を啓発し、迅速な災害対応が行えるよう、自主防災組織の育成と支援体制の確立を目指す。

### 第2款 防災知識の普及、訓練及び自主防災組織の育成強化

#### 1 現況

本町では、住民への防災知識の普及を図るため、広報紙である「広報たかなべ」等を通じて、防災訓練への参加の呼びかけや防災情報の提供等を行っている。また、毎年、県の実施する総合防災訓練に参加している。

#### 2 計画目標

##### (1) 防災知識の普及等

津波発生時における対策は、次によるほか、「第2編 共通災害対策編 第1章 第12節 防災知識普及計画」による。

##### ア 住民への啓発

住民が、津波に関する最新の知見や地域において想定される津波による被害、津波が発生した際にとるべき行動等に関する知識の習得を通じて、津波が発生した際に迅速かつ適切な行動をとることができるよう、学校教育その他の機会を通じ、津波に関する防災上必要な教育の普及に努める。特に、津波から身を守るためには、迅速な自主避難行動が重要であることから、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながら、その危険性を周知させるとともに、次の事項について普及・啓発を図るものとする。

##### (ア) 避難行動に関する知識

- a 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- b 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。
- c 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。

##### (イ) 津波の特性に関する情報

- a 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもあり、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から、場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。
- b さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること。

(ウ) 津波に関する想定・予測の不確実性

- a 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- b 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- c 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

(エ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策

(オ) 津波警報等発表時や避難指示発令時にとるべき行動、避難所等での行動

(カ) 災害時の家族内の連絡体制の確保

イ 防災マップによる啓発

地域の防災の見地からの防災調査を行い、住民の適切な避難や防災活動に資する地区別防災マップ等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

ウ 教育機関等での啓発

学校教育を通じ、津波に関する防災上必要な教育の普及に努める。

エ 住民への避難所等の周知

津波による被害のおそれのある地域の住民については、日常から津波の避難所等を周知する。また、高齢者等が地域で協力して避難できる体制づくりを目指し、地域住民による自主防災組織等の組織化を図る。

(2) 防災訓練の実施

津波発生時における対策は、「第2編 共通災害対策編 第1章 第13節 訓練計画」による。ただし、津波災害を考慮し、次の事項について特に計画することとする。

ア 防災週間等を通じ、積極的に震災を想定した防災訓練を実施する。

イ 防災訓練は、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、教育施設等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の習熟を図る。

ウ 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人及び避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援することができる連絡体制及び救出等の活動体制の充実を図るとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(3) 消防団、自主防災組織の育成強化

津波発生時における消防団、自主防災組織の育成強化対策は、「第2編 共通災害対策編 第1章 第10節 自主防災組織整備計画」による。ただし、津波災害を考慮し、次の事項について特に計画することとする。

ア 消防団の育成強化

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設や装備の充実、団員の参加促進等を含めた消防団の活性化を促進し、その育成を図る。

イ 自主防災組織の重点地区

津波による被害拡大の危険性が高い次のような地域を重点に、組織の育成を推進する。

- (ア) 海岸部地域
- (イ) 浸水想定域
- (ウ) 要配慮者（特に避難行動要支援者）の集中している地域

ウ 自主防災組織の組織づくり

津波発生時の地域防災の推進を図るため、次のような組織づくりを推進する。

- (ア) 組織の核となるリーダーに対して研修を実施する等、組織活動や訓練の実施を促し、継続的な組織運営と組織体制の充実に努める。
- (イ) 公民館等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本に、組織づくりを推進する。
- (ウ) 自治組織に町内活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織を育成する。
- (エ) 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実を図る。
- (オ) 地域で活動しているさまざまな組織を活用する。
- (カ) 地域防災の担い手としての役割が期待される防災士等を養成し、地域防災力の向上を推進する。

(4) 災害ボランティア活動環境の整備

津波発生時における対策は、次の事項のほか、「第2編 共通災害対策編 第1章 第10節 災害ボランティア活動環境整備計画」による。

ア 町は、ボランティア団体と協力して、津波災害時の災害ボランティアとの連携やその体制について検討する。

イ 町は、日本赤十字社、社会福祉協議会等及びボランティア団体等との連携を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備拡充を目指す。

ウ 環境整備の検討事項

次のような防災ボランティア活動環境について検討する。

- (ア) 非常時に備えてのボランティアの事前登録
- (イ) 研修制度
- (ウ) 活動調整を行う体制
- (エ) 活動拠点の確保等

調整用空白ページ

## 第2章 津波災害応急対策計画

### 第1節 活動体制の確立

#### 第1款 災害対策本部、災害警戒本部組織計画

県が実施した、地震災害想定結果と東日本大震災後の国のアセスメント等を踏まえて、これまで以上にそれぞれの役割に応じて、各機関、組織、個人の防災力を総合し、津波対策を推進する必要がある。

そのため、津波発生時には人命を確保し、被害の軽減を図るため、町、防災関係機関は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第1節 活動体制の確立」に定めるもののほか、それぞれの立場に応じて、次表に示す津波災害発生時における役割分担に応じて取り組むこととする。

#### 《津波災害発生時における役割分担》

区 分	役割分担
県	津波災害発生時における、県下市町村の被害の全体概況の早期把握、市町村への後方支援、国、防災関係機関、他県との間の総合調整を行う。災害救助法が適用されたときは、被災市町村にかかわる直接的な救助活動を実施する。
町	住民への救援活動の第一義的な実施機関として、情報伝達や避難、救出、消防、医療、その他の各種防災対策を実施する。
防災関係機関	上・下水道、電力、ガス、通信、道路、鉄道、港湾など、所管する施設の早期復旧、被害の拡大防止対策を実施する。
住民・事業所等	自らの安全確保と、周辺住民との相互協力による初期消火・救出・救援活動等の自主防災活動に参画する。

#### 第2款 町災対本部

本町の地域において大規模な地震が発生し、又は津波の発生するおそれがある場合、「第2編 共通対策編 第2章 第1節 活動体制の確立」に基づき町災対本部を設置し、緊密な連絡と協力の下に、災害応急対策を実施する。

#### 第3款 その他の活動体制

その他の活動体制については、次の各号によるほか、「第2編 共通災害対策編」の関係各項目による。

##### 1 消防機関等の活動

##### (1) 消防機関の講ずる措置

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

2 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業管理者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、地震での水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講じるものとする。

(2) 電気

電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信設備への電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施するものとする。

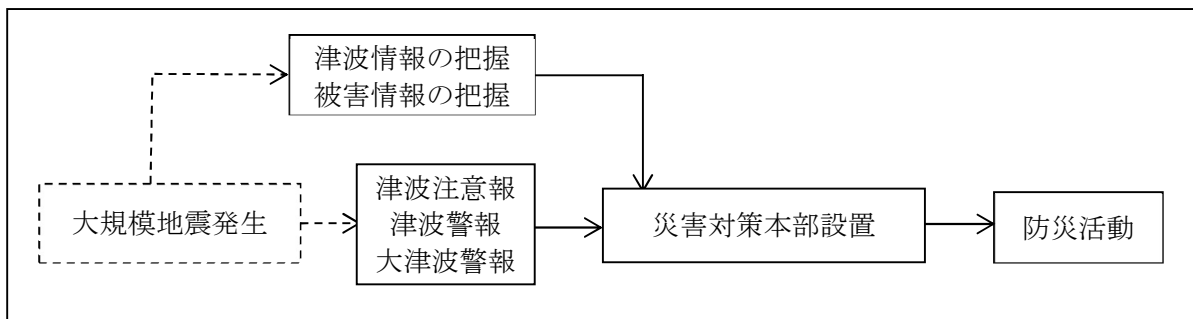
## 第2節 動員配備計画

### 第1款 町災対本部等の設置基準と配備体制

1 活動体制

町長は、津波警報等が発表された場合において、本計画に基づき、直ちに町災対本部を設置し、応急対策活動を遂行する。活動の概要は、次表のとおり。

《活動の概要》



2 職員の参集基準

職員の参集基準は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第2節 動員配備計画」による。

### 第2款 夜間・休日発災時の本部機能の確保

夜間及び休日において、大規模な地震が発生し、津波警報等が発表された場合、町災対本部が必



要な初動対応を迅速かつ的確に実施できるよう、本部機能確保の措置を講じる。

1 非常参集

全職員は、夜間及び休日において地震による揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等により震度及び津波情報を確認し、必要な場合、自主的に登庁するものとする。

2 町災対本部機能の確保

激甚な被害のため、町災対本部機能の確保が困難な場合、発生直後の情報収集や伝達、防災関係機関との連絡調整等の初動対応について、参集可能な職員により緊急的な町災対本部機能の確保を図るものとする。

3 各地区での情報収集活動

夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡行為が不能な場合は、各地区の消防団、公民館長等と連携して被害状況の収集等、所要の体制をとるものとする。

第3款 職員等の安否確認

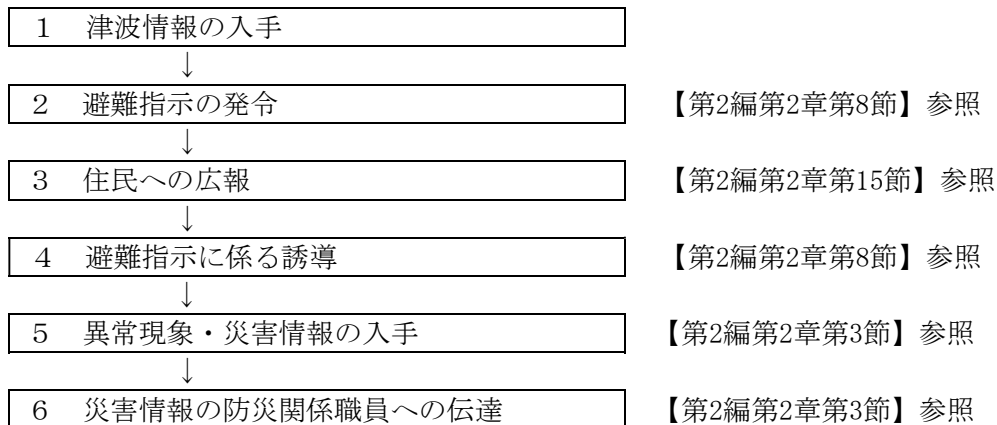
- 1 各対策部長は、参集者を把握して、危機対策部長へ報告する。
- 2 危機対策部長は、参集者を把握して、町災対本部長に報告する。
- 3 職員等は、家族等の安否確認を行う。
- 4 町災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

第3節 被害情報等収集伝達計画

第1款 情報収集伝達計画

1 情報の収集及び伝達

情報の収集及び伝達事項は、概ね次の内容である。各班は、各種情報の緊急性、重要性等を判断し必要な措置をとるものとする。



2 気象予報、警報等収集及び伝達計画

津波情報の収集及び伝達事項は、次によるほか、「第2編 共通災害対策編 第2章 第16節 気象予報・警報等伝達計画」による。

なお、気象庁が発表する津波警報等の種類は、次のとおりである。

(1) 大津波警報、津波警報または津波注意報の発表

大津波警報、津波警報または津波注意報の発表は、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が行う。（※大津波警報は特別警報扱い）

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模マグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。津波警報等の種類等は、次表のとおり。

《津波警報等の種類等》

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
		(津波の高さ予想の区分)		
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(標記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる必要がある。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m < 予想高さ) 10m (5m < 予想高さ ≤ 10m) 5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。

※大津波警報は、特別警報に位置付けられている。

資料：気象庁

### 3 津波警報等の伝達等

町災対本部及び関係機関は、情報の相互連絡の重要性を認識し、相互に連携協力して、津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達を行う。

気象庁から津波警報等が発表された場合、あらかじめ定めた津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準に則して、津波警報等の内容を住民に広報し、避難指示発令を行う。これらの場合において、地域住民が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

る。

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割等は、次によるほか、気象予報・警報等の伝達系統は、「第2編 共通対策編 第2章 第16節 気象予報・警報等伝達計画」による。

- (1) 宮崎地方気象台が発表する津波警報等は、知事からの伝達系統に従い、県総合情報ネットワーク（震度情報ネットワークシステム）等にて町（危機管理課）及び消防本部等に伝達される。
  - (2) 津波警報の伝達を受けた職員は、直ちに危機管理課長に報告する。  
危機管理課長は町長に報告し、指示を受けるとともに、町災対本部を設置する場合は、その指示等を各対策部に伝達する。
  - (3) (2)の報告と平行して、宮崎地方気象台から発表された津波警報等に対し、避難指示の発令基準に則して、津波警報等の内容を住民に広報し、避難指示発令を行う。
  - (4) 関係機関への連絡は、原則として電話にて行うこととするが、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者（あるいは責任者の指定した者）とする。
  - (5) 町長は、避難指示の発令を行った状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。
    - ア サイレン、警鐘、防災行政無線、拡声器、口頭等を用い、又は併用し、迅速に必要と認める地域の居住者、滞在者に広報する。
    - イ 報道機関等の協力を得て、住民に広報する。
  - (6) 津波に関する情報の伝達等
    - ア 防災行政無線等を活用して、その区域内の居住者、団体（以下「居住者等」という。）及びその区域内に一時滞在する観光客、釣り客・ドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達する。
    - イ 津波警報等の伝達について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶退避等のとるべき措置等のとるべき措置等を伝達する。
- 4 異常現象発見時における措置
- 地震及び津波に関する異常現象を発見した場合は、異常現象通報系統に基づき、迅速かつ的確に通報するものとする。
- 5 津波被害情報の収集伝達
- 津波発生時における対策は、次によるほか、「第2編 共通災害対策編 第2章 3節 被害情報等収集伝達計画」による。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。
- (1) 初動時期における災害情報の収集（第一報）
  - (2) 津波発生直後の初動対策を実施する上で必要な情報として、次の災害情報を迅速かつ臨機応変に収集する。
    - ア 地震情報、火災情報及び異常現象に係る情報
    - イ 人命救助に係る情報
    - ウ その他初動対策に係る情報

なお、これらの災害情報は、周辺で感知できる範囲若しくは登庁途中における目視調査等、概略把握結果とする。また、順次関係機関等との情報交換を行い、正確な情報の把握に努める。

## 第2款 監視体制

近海で地震が発生した場合、津波警報（注意報含む）発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。したがって、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い地震であっても長い

時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、次の措置を講ずる。

- 1 海岸にある者、海岸付近の住民等は、直ちに海岸から退避し、速やかに高台等の安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取する。
- 2 町は、自らの判断で、海岸にある者、海岸付近の住民等に直ちに海岸から退避し、速やかに高台等の安全な場所に避難するよう勧告し、または命令する。また、町長は予め、1の趣旨を住人等に周知徹底しておく。

## 第4節 避難計画

津波発生時における対策は、次の事項のほか、「第2編 共通災害対策編 第2章 第8節避難計画」による。

### 第1款 避難所等の確保

避難所等の開設にあたっては、津波発生後の施設の被害状況を確認し、指定した建物等の危険度判定を優先的に実施する等、施設及び資機材の利用可能性、被害状況を判断し、必要な措置をとる。また、住民の避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め、予め住民に周知しておき、避難の問い合わせ等に対し、円滑に対応できるようにする。

### 第2款 避難指示の発令及び伝達

町長及びその他避難指示発令の権限を有する者は、大規模な地震発生等により津波の危険が急迫している場合、危険区域の居住者、残留者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

なお、避難指示発令の対象地域等は、次のとおり。

《避難指示発令の対象地域等》

種類	予警報	対象地域等	備考
避難指示	津波注意報	J R 日豊本線より東側の地域 (沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者及び海水浴客等が対象)	津波予報区「宮崎県」
	津波警報	蚊口西の二・蚊口西の一・蚊口中・蚊口上・蚊口下・堀の内団地・堀の内・下永谷・宮田・筏・蓑江・南町・十日町・東町・中央通・畑田・小丸上・宮越・宮越上・南宮越・道具小路西・道具小路東・道具小路南・中鶴・樋渡・下屋敷・菖蒲池西・菖蒲池東・大池久保・御屋敷・萩原・水除・正ヶ井手・小丸出口・持田・持田団地・鳴野の 37 行政区、坂本の県道 304 号木城高鍋線より東側の地域及び染ヶ岡・正祐寺ら 2 行政区の J R 日豊本線より東側の地域	
	大津波警報(特別警報)		

※どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、「避難指示」を発令する。

※大津波警報及び津波警報又は津波注意報により、避難の対象地域が異なる。

※避難指示の発令については、その地域の特性や前兆現象及び気象状況に応じて、人の生命又は財産を保護し、被害の拡大を防止するために特に必要があると認められるときは、上記の発令基準に達していない場合においても避難指示を発令する。

第3款 避難対策等

1 町は、レベル 2 の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、「木造住宅の耐震診断と補強方法」(財団法人日本建築防災協会発行)に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために、必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

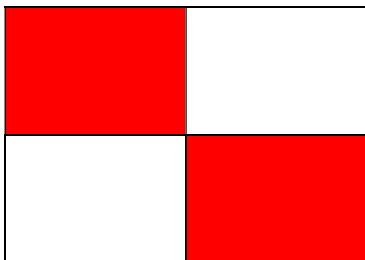
町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

2 町は、次の事項について関係地域住民等に、ハザードマップの配布を含めて、あらかじめ十分周知を図る。

- (1) 避難対象地域の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 津波からの避難所等(屋内、屋外の種別)

- (4) 避難所等に至る経路
  - (5) 避難指示の伝達方法
  - (6) 避難所等にある設備、物資等及び避難所等において行われる救護の措置等
  - (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）
  - (8) その他、津波被害の特性に応じた避難実施方法等
- 3 町が、避難所等の開設時における応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所等との連絡体制、避難者リストの作成等に関して、予め準備する事項を検討し、別途避難所運営マニュアルに定める。
- 4 町は、避難所等を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。
- 5 自主防災組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災対本部等の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため、必要な措置をとるものとする。
- 6 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
- (1) 町は、予め「避難行動要支援者名簿」を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
  - (2) 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示が発令されたときは、(1)に掲げる者の避難所等までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、町は自主防災組織を通じて、介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
  - (3) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。
- 7 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制
- 町は、外国人、出張者等に対して英語等の外国語表示を含むパンフレットやチラシ等の配布、標識等の設置を行い、避難誘導に配慮する。
- なお、実施にあたっては、関係機関との連携に努める。
- 8 避難所等における救護上の留意事項
- 町が避難所等において、避難者に対し実施する救護内容について予めを検討し、別途避難所運営マニュアルに定める。
- 9 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- 10 津波フラッグによる津波警報等の伝達要領等
- (1) 津波フラッグの仕様等
- 津波フラッグの仕様及び運用については、予報警報標識規則（昭和51年気象庁告示第3号）に、次のとおり定められている。



- (2) 伝達の実施場所
- 海水浴場等において実施する。
- 海水浴場等の環境にもよるが、多くの者が視認できるよう、また伝達の実施者の安全を確保する観点からも、監視塔や建物の上など高さがある場所から実施することが望ましい。

(3) 伝達の実施者

ライフセーバーや監視員等、津波フラッグを掲出する場所の近くに位置する者（以下「ライフセーバー等」という。）とする。この伝達の実施者については、津波警報等が発表された際に適切にフラッグを掲出できるよう、あらかじめ決めておくことが望ましい。

(4) 伝達の対象者

海水浴場等の利用者を対象とする。

（海水浴場等では遊泳者等への伝達手段が限られているとともに、波音や風などの影響で音声による伝達が困難な場合もあることから、津波フラッグは津波警報等の有効な伝達手段になり得る。）

(5) 伝達の実施基準（タイミング）

津波警報等の発表（地震発生後3分以内を目途）を、緊急速報メールや防災行政無線、ラジオ等により覚知した際に直ちに実施する。海水浴場等で強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合に、津波警報等が発表される前に津波フラッグにより避難を呼びかけることに問題はない。

なお、津波警報等の切り替え及び解除の際は、津波フラッグによる伝達は行わない。

冬季や夜間といった、海水浴場等の利用が想定されない時季や、旗の視認が困難な時間帯など、ライフセーバー等が海水浴場等に配置されていない場合には、津波フラッグの掲出を行う必要はない。

また、地震が発生した場所によっては、津波が時間的猶予なく海岸に来襲する可能性がある。このため、海水浴場等で強い揺れを感じた場合などにおいては、監視塔等からのぶら下げ時などの安全が確保されている場合を除き、津波フラッグの掲出は行わない。津波フラッグを使用する団体等は、海岸で強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じたら、津波警報等の発表を待たずに直ちに避難すべきであることを改めて周知徹底することが重要である。

#### 第4款 大規模津波発生時における避難行動

##### 1 海浜部における避難の方法

必要な強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜部から離れ、早急に安全な場所に避難する。

揺れを感じなくても、津波注意報が発表されたときは、直ちに海浜部から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する。

##### 2 乗客等の避難誘導等

列車等の乗客や駅、海浜部に滞在する観光客・通行者等には、津波警報等の内容を広報し、避難誘導等、避難指示発令等の措置を行う。

#### 第5款 施設の安全性を踏まえた措置

中・高層の建築物に出入りまたは入居している施設は、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有する等安全性が確保されている場合においては、地域に予想される津波の高さより高い標高を有する階（原則として3階以上）を避難場所とすることができるものとする。

調整用空白ページ



## 第3章 津波災害復旧・復興計画

### 第1節 災害復旧、復興計画

#### 第1款 災害復興計画

津波発生時における対策は、「第2編 共通災害対策編 第3章 第1節 災害復旧事業の推進計画」による。

#### 第2款 激甚災害に伴う措置

大規模な津波発生時における対策は、「第2編 共通災害対策編 第3章 第1節 災害復旧事業の推進計画」による。

### 第2節 被災者の生活確保計画

大規模な津波発生時における対策は、「第2編 共通災害対策編 第3章 第2節 被災者の生活再建等の支援」による。

調整用空白ページ